

公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第33号

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則（昭和39年岩手県規則第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 部局長 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号。以下「行政組織規則」という。）第2章に規定する部局等及び出納局並びに議会事務局、教育委員会事務局、警察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局及び労働委員会事務局の長をいう。</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(普通財産の貸付け)</p> <p>第16条 普通財産の貸付けは、次の期間を超えることができない。</p> <p>(1) 土地を貸し付ける場合は、<u>30年</u></p> <p>(2) 建物その他の物件を貸し付ける場合は、<u>10年</u></p> <p>2 前項の貸付期間は、これを更新することができる。この場合においては、更新のときから次の期間を超えることができない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>第17条 普通財産の貸付料の年額は、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる算出方法により算出した額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法第2章第3節に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 部局長 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する部局等及び出納局並びに議会事務局、教育委員会事務局、警察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局及び労働委員会事務局の長をいう。</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(普通財産の貸付け)</p> <p>第16条 普通財産の貸付期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 土地を貸し付ける場合において、借地借家法（平成3年法律第90号）第22条第1項の規定に基づく借地権の存続期間を設定するとき <u>50年以上</u></p> <p>(2) 土地を貸し付ける場合において、借地借家法第23条第1項の規定に基づく借地権の存続期間を設定するとき <u>30年以上50年未満</u></p> <p>(3) 土地を貸し付ける場合において、借地借家法第23条第2項の規定に基づく借地権の存続期間を設定するとき <u>10年以上30年未満</u></p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、土地を貸し付ける場合 <u>30年以内</u></p> <p>(5) 建物その他の物件を貸し付ける場合 <u>10年以内</u></p> <p>2 前項第4号及び第5号に規定する貸付期間は、これを更新することができる。この場合においては、更新のときから次の期間を超えることができない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>第17条 普通財産の貸付料の年額は、競争入札による貸付けの場合にあっては落札金額とし、随意契約による貸付けの場合にあっては次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 公募により貸付けの相手方を決定する場合 <u>当該公募</u></p>

<p>2～4 [略]</p> <p>(貸付け以外の方法による使用)</p> <p>第21条 前5条の規定は、貸付け以外の方法により普通財産の使用又は収益をさせる場合に準用する。</p> <p>(行政財産の使用許可等)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 第16条から第20条までの規定は、行政財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定する場合について準用する。</p>	<p>により決定した額</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる算出方法により算出した額の合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法第2章第3節に規定する地方消費税(以下「消費税等」という。)の額に相当する額を加算した額</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(貸付け以外の方法による使用)</p> <p>第21条 第16条(第1項第1号から第3号までに係る部分を除く。次条第2項において同じ。)、第17条第2項から第4項まで及び前3条の規定は、貸付け以外の方法により普通財産の使用又は収益をさせる場合に準用する。この場合において、第16条第1項第4号中「前3号に掲げるもののほか、土地」とあるのは、「土地」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項の場合における使用料の年額は、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる算出方法により算出した額の合計額に消費税等の額に相当する額を加算した額とする。</p> <p>(行政財産の使用許可等)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 第16条、第17条第2項から第4項まで、第18条から第20条まで及び前条第2項の規定は、行政財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定する場合について準用する。この場合において、第16条第1項第4号中「前3号に掲げるもののほか、土地」とあるのは、「土地」と読み替えるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。